

6 消安第 7579 号
令和 7 年 3 月 28 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 江藤 拓

飼料添加物を含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準等の設定に係る諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。)第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

法第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた L-カルニチンを含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準を改正すること。

6 消安第 7838 号
令和 7 年 3 月 28 日

農業資材審議会長
君 嶋 祐 子 殿

農林水産大臣 江藤 拓

飼料添加物の指定等に係る諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）
第 2 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和 51 年農林省令第 36 号）第 1 条に規定する飼料添加物の用途に関し、既に第 3 号の用途に供するものとして指定されている飼料添加物のうち、第 4 号として新設する「飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保」の効果が確認されたものについて、その位置付けを第 3 号から第 4 号に改めること。
- 2 上記「1」に伴う、その他所要の改正を行うこと。